

## 平成27年度 市民委員会資料③

【とどろきアリーナ及びスポーツセンターにおけるトレーニング室の利用方法についてのパブリックコメント実施結果について】

資 料

とどろきアリーナ及びスポーツセンター条例の一部改正（案）に関するパブリックコメント手続の実施結果

参考資料

パブリックコメント手続き用資料

市民・こども局

(平成27年6月5日)

## とどろきアリーナ及びスポーツセンター条例の一部 改正（案）に関するパブリックコメント手続の実施結果

### 1 概要

とどろきアリーナ及びスポーツセンターにおける、トレーニング室の利用者サービスの向上を図るための、条例の一部改正（案）について、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、33通（意見数56件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

題名	とどろきアリーナ及びスポーツセンター条例の一部改正（案） ～トレーニング室の利用方法について～
意見の募集期間	平成27年2月16日（月）～平成27年3月18日（水）【31日間】
意見の提出方法	郵送、ファクシミリ、電子メール、持参
募集の周知方法	市政だより 市ホームページ 資料の配布（区役所・かわさき情報プラザ・とどろきアリーナ ・各スポーツセンター・石川記念武道館・ 市民スポーツ室）
結果の公表方法	市ホームページ及び上記「資料の配布」場所にて公表

### 3 結果の概要

意見提出数（意見数）	33通（56件）	
内 訳	郵送	0通（0件）
	ファクシミリ	0通（0件）
	電子メール	2通（7件）
	持参	31通（49件）

#### 4 御意見の内容と対応

パブリックコメントでいただいた御意見につきましては、改正（案）の趣旨に沿った御意見や、今後の施策の推進に向けて参考とする御意見などのほか、改正（案）に関する質問や要望のため、内容について修正を要するものではないことから、（案）のとおり、とどろきアリーナ及びスポーツセンター条例の一部改正の手続きを進めてまいります。

##### 【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、改正（案）に反映させたもの
- B：御意見の趣旨が改正（案）に沿った意見であり、御意見の趣旨を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの
- D：改正（案）に関する質問・要望の御意見であり、改正（案）の内容を説明するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なるもの）

##### 【御意見の件数と対応区分】

項 目	区 分					合 計
	A	B	C	D	E	
(1) トレーニング室の利用方法に関する事	0	22	1	14	0	37
(2) その他	0	0	0	0	19	19
合 計	0	22	1	14	19	56

## 5 市民意見（要旨）及び御意見に対する本市の考え方

### (1) トレーニング室の利用方法に関すること

No.	意見内容（要旨）	件数	本市の考え方	区分
1	入室してから3時間の利用ができる時間制に賛成。	11	トレーニング室の利用方法については、いただいた御意見のとおり時間制を導入し、より利用しやすい施設となるよう取り組んでまいります。	B
2	区切りなく、自由な時間に来ることができるのは利用しやすくなる。	7	トレーニング室の利用方法については、いただいた御意見のとおり時間制を導入し、より利用しやすい施設となるよう取り組んでまいります。	B
3	時間は3時間が妥当。	2	トレーニング室の利用者を対象にしたアンケート調査において、利用時間は3時間以内という回答が98%という結果が出ていることから、1回の利用時間を3時間以内とすることについては、実態に即した設定であると考えております。	B
4	以前から入替え制よりも時間制が良いと思っていたので、ぜひ改正していただきたい。他都市でトレーニングする事も多かったが、決まった時間に退出する様な事はなかったので、使いやすかった。	1	トレーニング室の利用方法については、いただいた御意見のとおり時間制を導入し、より利用しやすい施設となるよう取り組んでまいります。	B
5	毎回スポーツセンターに行こうとする際、スポーツセンターの休憩時間を確認してから行っていたので、その手間がなくなるので時間を区切らないのには賛成。	1	トレーニング室の利用方法については、いただいた御意見のとおり時間制を導入し、より利用しやすい施設となるよう取り組んでまいります。	B
6	入退室の時間の管理はどうなるのか？トレーニング室の出入口で入退室時間を管理するのであれば現状通りで問題ないが、体育館建物の出入口で管理するのであれば3時間という実時間が減ってしまい満足なトレーニング時間が確保できない。	1	トレーニング室における入退室時間の管理については、指定管理者の運営方法によることとなります。 しかしながら、御指摘いただいた入退室管理を行う場所の設定につきましては、利用者の皆様に御迷惑をお掛けすることがないよう、今後の運営方法に係る検討の参考とさせていただきます。	C

No.	意見内容（要旨）	件数	本市の考え方	区分
7	現状の4区分による入替え制のままがよい。	4	トレーニング室の利用方法について、現状の入替え制の継続を希望される方もいらっしゃることは認識しておりますが、より多くの皆様が快適に利用することができる、時間制を導入してまいりたいと考えております。	D
8	利用者一人一人の3時間のチェック方法と精算方法はどうするのか。	3	トレーニング室の利用に係る入退室の時間管理及び精算方法については、指定管理者の運営方法によるところとなります。	D
9	時間の延長を希望します。	1	トレーニング室の利用を1回3時間以内とした理由については、現在の入替え制の1区分が3時間となっていることに加え、利用者を対象に行ったアンケート調査において、利用時間は3時間以内という回答が98%を占めている結果を踏まえ、設定しております。	D
10	改正することによる管理者側の経営状況がコスト高になるなら、実施して実績把握して見直せばよい。	1	トレーニング室の利用方法の見直しを行うにあたり、指定管理者あてに時間制を導入した状況を想定したヒアリングを実施しております。また、指定管理者から月次報告及び年次報告を受けることにより、正確な収支状況や利用実績の把握に努めております。	D
11	午前の部（9時～12時）と午後の部（13時～21時半）に分ける。午前の部は現状として、午後の部を13時より入室してから3時間まで利用可にする。	1	トレーニング室の利用方法について、御意見のとおり午前と午後を区分し、それぞれにおいて異なる利用方法とすることは、利用者の混乱を招くおそれがありますので、すべての時間帯で、入室してから3時間の利用ができる時間制を導入したいと考えております。	D
12	1時間程度しか利用しないので、ルールが変わっても影響はない。結果的に皆が平等に使用できるようなルールになれば、それで良いのでは。	1	トレーニング室の御利用が1時間の場合でも、現在1日あたり3回（各10分間）設定されている入替え時間に掛かった場合も、退室する必要がなく、継続して利用できるようになることから、より利用しやすい環境になると考えております。	D
13	混雑時に待たされることのないような対処法があるなら、より快適になると思う。	1	トレーニング室における混雑時の対処方法については、少しでも改善が図れるよう指定管理者と協議を行うなど、より快適かつ利用しやすい施設となるよう取り組んでまいります。	D

No.	意見内容（要旨）	件数	本市の考え方	区分
14	最大利用時間を設けるならば、使いやすい方法をお願いします。通常は 2.5 時間の利用時間です。	1	トレーニング室の利用を 1 回 3 時間以内とした理由については、現在の入替え制の 1 区分が 3 時間となっていることに加え、利用者を対象に行ったアンケート調査において、利用時間は 3 時間以内という回答が 98% を占めている結果を踏まえて、設定しております。	D
15	お昼休みを 1 時間（12 時～13 時）設け、午前と午後を区切る。お昼休みは世間一般の通例。スタッフの士気の向上並びに優秀な人材の確保のため。	1	スポーツセンターで行っている管理運營業務については、トレーニング室を含む各施設の利用区分等を問わず、開館時間内においては継続的に実施されているものであり、その業務の特性を踏まえ、スタッフの休憩時間等もローテーションで取得しています。	D

## (2) その他

No.	意見内容（要旨）	件数	本市の考え方	区分
16	国民健康保険からヨネッティー王禅寺等の利用券が出る。ところが後期高齢者になると保険の仕組みが違ふということで、それがなくなる。75歳以上も無料利用券の配布はできないか。	2	国民健康保険の運営主体は川崎市であり、その被保険者へ配布している無料利用券については、川崎市が独自に実施している保健事業です。一方で、75歳以上の方が対象となる後期高齢者医療制度は、神奈川県後期高齢者医療広域連合が運営主体となります。したがって、制度内容や運営主体がそれぞれ異なることから、75歳以上の方に対して、川崎市の独自事業である無料利用券の配布はしていません。	E
17	国民健康保険で出している無料利用券は現在プールとトレーニング室のみ使用出来るが、スポーツデーにも使用できないか。	1	川崎市国民健康保険では、保健事業の一環として、温水プール・トレーニングルーム無料利用券の配布を実施しており、事業経費を被保険者の保険料を主な財源としていることから、地域性、利用状況、必要経費等を勘案し、対象とする利用施設を定めております。	E
18	スポーツセンターの利用料は3時間200円、一方ヨネッティー王禅寺は3時間300円である。ヨネッティーの場合、温水は安く利用できる利点もあるのに、同じような市の施設でこれだけ料金が異なるのか。	1	ヨネッティー王禅寺に関しましては、ごみ焼却に伴う余熱を利用した「余熱利用市民施設」であり、スポーツセンターとは違った性質の施設でございます。	E
19	その仕組みの導入に伴い、平日夜の時間延長23時までの利用可能にしてもらえると好感度アップする。	1	スポーツセンターの利用時間の延長については、各スポーツ施設の所在地の周辺に及ぼす影響等も懸念されることから、その実施には困難性が伴うものと考えます。	E
20	更衣室の混雑解消。現状では更衣室は午前の部の退室者と午後1の入室者で12時前後は大混雑している。	1	利用区分の入替えの時間帯に発生している更衣室の混雑については、トレーニング室で時間制を導入することにより、緩和されると考えております。	E
21	トイレはウォシュレットにして欲しい。	1	より多くの方に快適に御利用いただけるよう、利用者ニーズを踏まえた施設のあり方について、今後検討する上での参考意見とさせていただきます。	E

No.	意見内容（要旨）	件数	本市の考え方	区分
22	更衣室に椅子が少なく、着替えに苦労している。	1	より多くの方に快適に御利用いただけるよう、利用者ニーズを踏まえた施設のあり方について、今後検討する上での参考意見とさせていただきます。	E
23	更衣室を素足で使用できる様に願いたい。着替え場所の更衣室が土足というのはどうか。	1	より多くの方に快適に御利用いただけるよう、利用者ニーズを踏まえた施設のあり方について、今後検討する上での参考意見とさせていただきます。	E
24	シャワー室内に服を置く場所を作る。	1	より多くの方に快適に御利用いただけるよう、利用者ニーズを踏まえた施設のあり方について、今後検討する上での参考意見とさせていただきます。	E
25	高齢者向け独自内容の教室の新設を週に1、2回程度開催を希望する。	1	いただいた御意見については、指定管理者に伝えるとともに、今後の運営の参考にさせていただきます。	E
26	器具（バリオ）もランニングマシンの様に2台しかないので、ホワイトボードでの予約制にしたらどうか。	1	いただいた御意見については、指定管理者に伝えるとともに、今後の運営の参考にさせていただきます。	E
27	腰を解す為の器具（ベルトのバイブレーション用）が欲しい。	1	いただいた御意見については、指定管理者に伝えるとともに、今後の運営の参考にさせていただきます。	E
28	筋トレスペースが狭い。他の人と当たるおそれがある。	1	いただいた御意見については、指定管理者に伝えるとともに、今後の運営の参考にさせていただきます。	E
29	スタッフは積極的に個人プログラムのアドバイスをお願いします。	1	いただいた御意見については、指定管理者に伝えるとともに、今後の運営の参考にさせていただきます。	E
30	腹筋台にバーベルを持ち込んだ利用者が、トレーニング中にバーベルを落としたことがあった。バーベルは決められたエリアから持ち出し禁止にすべきでは。	1	いただいた御意見については、指定管理者に伝えるとともに、注意喚起を行います。	E



No.	意見内容（要旨）	件数	本市の考え方	区分
31	冬場のシャワー使用温度が低く使用していませんが、もう少し温度を上げることは出来ないか。	1	いただいた御意見については、指定管理者に伝えます。	E
32	シャワールームの水栓金具が不適當で、温水が使えばなしになる。経費の無駄。	1	いただいた御意見については、指定管理者に伝えます。	E
33	4年前に腰痛になり、スポーツセンターを利用しているが、スタッフの温かい対応に感謝している。	1	いただいた御意見については、指定管理者に伝えます。	E

# とどろきアリーナ及びスポーツセンター 条例の一部改正（案）について ～トレーニング室の利用方法～

## 市民の皆様の御意見を募集します

とどろきアリーナ及び各スポーツセンター（以下、「スポーツセンター等」といいます。）は、スポーツを通じて市民の皆様が健康で明るく、生きがいを持って生き活きとした生活を送ることができるよう、地域のスポーツ活動の拠点として各区に整備し、皆様に御利用いただいています。

このたび、スポーツセンター等の「利用者サービスの向上」を図るため、条例の一部改正を検討しています。

つきましては、条例の一部改正の基本的な考え方について、市民の皆様の御意見を募集します。

### 1 意見募集期間

平成 27 年 2 月 16 日(月)～平成 27 年 3 月 18 日(水)

※郵送の場合は 3 月 18 日消印有効です。

※持参の場合は、土日祝日を除く、8 時 30 分から 17 時 15 分までにお持ちください。

### 2 資料の閲覧場所

各区役所、かわさき情報プラザ、とどろきアリーナ、各スポーツセンター、石川記念武道館、市民・こども局市民スポーツ室

※市のホームページ(川崎市トップページ→意見公募)からも資料をダウンロードできます

### 3 意見の提出方法

ア 郵送

イ FAX

ウ 電子メール(市ホームページのパブリックコメントの専用フォーム利用可能)

エ 持参

※意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人または団体の場合は、名称及び代表者氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX 番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

### 4 提出先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 7 階

川崎市 市民・こども局 市民スポーツ室

FAX:044-200-3599

### 5 注意事項

- (1) 御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表いたします。
- (2) 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- (3) 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- (4) 電話又は口頭での御意見の提出は御遠慮願います。

問い合わせ先

川崎市市民・こども局市民スポーツ室

電話:044-200-3322

FAX:044-200-3599

# とどろきアリーナ及びスポーツセンターにおける トレーニング室利用方法について

## 【現 状】

- とどろきアリーナ及びスポーツセンターのトレーニング室は、市民の体力づくりのための環境整備の一環として設置され、利用者が安全かつ快適に利用できるように運営しています。
- とどろきアリーナ及びスポーツセンターは、3時間ごとの入れ替制により運営を行っています。平成26年4月に利用機会の拡充を図るため、入れ替え区分を3区分から4区分に変更しています。

## 【課 題】

- 市長への手紙、とどろきアリーナ及びスポーツセンターへの意見で「トレーニング室を使う時間は人によってバラバラである。利用者の生活リズムにあわせて利用できるようにして欲しい」等の意見がありました。
- 平成26年11月に実施したトレーニング室利用者アンケートでは、「利用者の入室時間に合わせた利用方法が望ましい」という意見が約半数を占めました。
- ヨネティ王禅寺内トレーニング室は入室してから3時間の時間制を導入しており、平成27年4月から市民プラザ内トレーニング室も時間制(3時間)を導入することとなっています。

## 【見直しを行う内容】

- 市民がトレーニング室をより利用しやすくするため、現状の入れ替え制を見直し、トレーニング室に**入室してから3時間利用できる時間制**とします。なお、今回の変更に伴う利用料金の変更はございませんが、3時間を越えた場合は新たに延長料金がかかります。

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
現行	午前 9時～12時(3時間)			午後1 12時10分～15時10分(3時間)			午後2 15時20分～18時20分(3時間)			夜間 18時30分～21時30分(3時間)				
変更案	入室してから3時間まで(21時30分閉館)													

## 【今後のスケジュール（予定）】

- 平成27年2月16日～3月18日      パブリックコメント実施
- 平成27年6月                              条例改正予定
- 平成28年4月1日                        **時間制(3時間)導入開始**